

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課  
平成 30 年 7 月

## 「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」に定める死亡給付額の見直しについて（案）

### 1 経緯

- 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則において、「政府は、（中略）採血事業者の採血により献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。
- これを踏まえ、平成16年9月から7回にわたり「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」を開催し、献血後の健康被害の救済の在り方等について検討を行い、平成17年12月に報告書が取りまとめられた。
- この報告書を踏まえ、平成18年9月に「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準」（平成15年厚生労働省令118号）の改正を行い、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために必要な措置を講じることが法令上明確に位置付けるとともに、同月に「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を定め、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置について標準的事項を示した。
- ガイドラインにおける採血による健康被害の補償措置については、医療費、医療手当、障害給付、死亡給付及び葬祭料を給付項目として示しており、その額は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）等に準拠して定めている。
- 今年3月27日開催の献血推進調査会において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成16年政令第83号）が改

正されることに合わせて、ガイドラインに定める医療手当、葬祭料の改正等を行うことが了承され、同年3月30日付けで改正し、4月1日付けで施行した。

- 同日の献血推進調査会において、採血事業者である日本赤十字社からの死亡給付額引上げの要望を踏まえ、死亡給付額の見直しについて提案したところ、引上げについては委員から賛同が得られ、事務局で具体的に検討を進めることとされた。

## 2. 現行の死亡給付の概要

### (1) 死亡給付の目的

- 献血者が安心して献血に参加できる環境を整えることを目的としている。

### (2) 死亡給付の対象者

- ガイドラインでは死亡給付を含めた全ての給付項目について、採血事業者等の無過失又は過失が明らかでない場合における健康被害を受けた者を対象とし、故意又は過失がある場合には、民事上の手続きによる救済を前提としている。

### (3) 死亡給付額等

- 民事上の賠償責任に基づく補償ではないことから、逸失利益や慰謝料等を厳密に積み上げたものではない。
- 遺族の生活の安定に寄与するよう給付基礎額8,800円の千倍に相当する880万<sup>※</sup>を透明性、公平性の観点から一律に給付している。
- 迅速性の観点から給付形態は一時金としている。

※給付基礎額については、警察官の職務に協力救助した者の災害給付に関する法律と同額、倍数については災害救助法と同数

## 3. 見直し案

### (1) 死亡給付の目的

- 少子高齢化が進展するなかで、将来にわたって安定的に献血者を確保する必要があるため、これまで以上に献血者が安心して献血に参加できる環境を整えることを目的としてはどうか。

### (2) 死亡給付の対象者

- これまでどおり、採血事業者等の無過失又は過失が明らかでない場合における健康被害を受けた者のみを対象としてはどうか。

(3) 死亡給付額等

- 他の制度の遺族年金の額を参考に、生活保障的な要素を加味した給付額の見直しをすることとしてはどうか。
- 具体的には、医薬品副作用被害救済制度の遺族年金の年額 2,420,400 円<sup>※1</sup>を参考とし、仮に養育している者が成年年齢に達するまでの最長期間である 20 年間<sup>※2</sup>を乗じた額 48,408,000 円を透明性、公平性の観点から一律に給付することとしてはどうか。

※1 物価スライドに応じ増減する

※2 民法の一部を改正する法律の施行日（平成 34 年 4 月 1 日）からは 18 年間を乗じた額

- 給付形態については、補償が迅速に行われるよう、これまでどおり一時金としてはどうか。

(参考：他制度の死亡給付等)

制度	給付額	備考
医薬品副作用被害救済制度に基づく遺族年金及び遺族一時金	年額 2,420,400 × 10 年間	・遺族年金 ・生計維持者が副作用により死亡した場合
	7,261,200 円	・一時金 ・生計維持者以外の方が副作用により死亡した場合
災害救助法に基づく遺族扶助金	8,800,000 円	一時金
ドナー補償のための骨髄バンク 団体障害保険の死亡保険金	100,000,000 円	・一時金 ・過失・無過失を問わない
再生医療等臨床研究における健康被害補償に関するガイドライン に基づく死亡保険金	・40,000,000 円 (死亡した者が生計維持者) ・18,000,000 円 (死亡した者が非生計維持者)	・日本再生医療学会が策定したガイドライン ・再生医療等に用いる細胞を提供する者が死亡した場合